

平成29年3月「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（報告）

- これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（文部科学省） -

【社会人受入れ】

④社会人学び直し促進の具体的展開

- 専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなることとされており、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

平成30年6月 第3期教育振興基本計画（閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

- 社会人が働きながら学べる学習環境の整備
 - ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

※認定数 10校、12学科（平成31年1月11日現在）

認定要件等

文部科学大臣

推薦

認定

都道府県知事等

申請

専門学校

社会人の
学びやすい
教育環境



【認定要件】

- 課程の修了に必要な授業又は講習の期間が**2年未満**（専門課程又は履修証明プログラム）
- **対象とする職業の種類及び修得可能な能力**を具体的かつ明確に**設定し、公表**
- 対象とする職業に必要な**実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程**
- 企業等と連携体制を確保して、**教育課程を編成**
- **企業等と連携する授業等**（以下の4種類）が**総時間数の5割以上**
 - ①企業等と協定書や講師契約を締結して実習・演習
 - ②双方向型の授業等
 - ③実務家教員等による授業等
 - ④実地での研修
- **社会人が受講しやすい工夫**の整備（時間、時期、場所）
- 試験等による**受講者の成績評価**を実施
- 企業等と連携して、**教員に対する実務に関する研修**を組織的に実施
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大